

テーマは「**優しさ**」住まいの福祉について考えます。 優しさ通信NO. 1  
ここでは障害者のことを、「障がい者」と記しています。ご理解ください。

## 平成29年 **5**月の**優しさ**通信

 障害が個性の一つとされる社会に

慶應義塾大学名誉教授 吉村泰典

- ・障害を持つ子供が生まれても、不安なく育てていける社会であるならば、出生前診断などで命の選択をしなくても良くなるのではないのでしょうか。
- ・そのためには社会の人々が、障がいに対して正しい知識を持ち、障害を持つ人とともに生きる社会の実現を目指す必要があります。
- ・そうすれば障がいそのものが障害でなくなっていきます。「障害を持つ人」ではなく、「障がいのある人」との考え方ができるようになります。つまり障害は個性の一つとしてとらえられます。
- ・障害のある子供と出会った親の多くは、障がいに対する価値観や、人生や生活の質が変わることを認識します。障害のある人の成長に励まされ、彼らの優しさに触れ、温かさに気づかされます。人を幸せにする力により癒されていく自分に気づくこととなります。
- ・障害のある人が安心して生きられる社会は、だれもが生きやすい社会です。  
(2017年4月6日 日本経済新聞記事から抜粋引用)



介護ロボ導入を支援 人手不足解消促す 厚労省検討

報酬加算 無担保融資で優遇

- ・厚生労働省は介護施設にロボットの導入を促します。2018年度の介護報酬改定で、ロボットを導入して職員の負担を軽くする事業所に対して介護報酬を加算することを検討。
- ・独立行政法人の福祉医療機構は、2017年度、介護施設向けの無担保融資の上限額を300万円から3000万円に引き上げます。融資期間は最長15年で、グループホームや特別養護老人ホームなどが対象。  
(2017年4月3日 日本経済新聞記事から抜粋引用)



テーマは「**優しさ**」住まいの福祉について考えます。 優しさ通信NO. 2  
ここでは障害者のことを、「障がい者」と記しています。ご理解ください。



## 要介護1から家族フォロー 休業取得や保険手厚く

- ・公的介護保険で要介護認定を受ける人が増え続けています。とりわけ認定数が多いのが「要介護1」。要介護1でも、同居する主な介護者が「ほとんど終日、介護する」と回答した比率は13.5%。
  - ・家族を介護するために勤務先を休む「介護休業」。対象となる介護上体の基準は、今年からは「要介護2以上」または「歩行、薬の内服、排泄など12項目のうち一定の状態にあてはまる場合」と変わりました。
  - ・介護休業は、最長で93日（家族1人当たり）まで取得可能。3回まで分割できるようになりました。
  - ・休業中は、雇用保険制度上の条件を満たせば、「介護休業給付金」を受け取ることも可能。給付額の水準は、昨年8月から引き上げられ、賃金の67%相当。
  - ・介護保険商品では、これまで要介護2以上に認定された場合に保険金を支払うのが主流でしたが、このところ保障対象を広げる動きがあります。
  - ・2014年度の要介護（要支援）認定者は、前年度比3.8%増の606万人。65歳以上の人口の約18%を占めます。うち要介護1は117万人（認定者全体の約19%）と最も多くなっています。
- （2017年4月8日 日本経済新聞記事から抜粋引用）



## 障がい児 一人ひとりに計画 就学前 生活の基本・交遊学ぶ

### 厚労省 施設の質向上へ指針案

- ・厚生労働省は、障害を持つ就学前の子供が通う施設の質を高めることを目的に、初のガイドラインを公表。
  - ・施設は一人ひとりの障害の状況に応じた支援計画を作成し、衣類の着脱や意思表示などで具体的な達成目標を定めます。適切な支援ができているか、少なくとも年1回は自己評価し、保護者などに伝えることを求めました。
  - ・「児童発達支援制度」は、2012年の児童福祉法改正で主に就学前の障害を持つ子供が日常生活の基本動作などを学ぶために導入。
  - ・施設数は2012年4月の1737箇所から2016年4月には3820箇所へと増加。同年11月には約88,000人が利用しました。
  - ・事業者は、少なくとも年1回、ホームページや会報などを通じて公表。
  - ・施設内に虐待防止委員会を設置することが必要だと明記しています。
- （2017年4月12日 日本経済新聞記事から抜粋引用）

テーマは「**優しさ**」住まいの福祉について考えます。 優しさ通信NO. 3  
ここでは障害者のことを、「障がい者」と記しています。ご理解ください。



## 介護 抱え上げ原則禁止を 中央労災防止協

### 教材を作成 職員のけが増加で

- ・社会福祉施設で介護にあたる職員の労災を減らそうと、中央労働災害防止協会は新規職員向けの教材を作成しました。
  - ・ベッドから車いすに移すなどの介護時に高齢者を抱え上げるのを原則禁止としたうえで、福祉用具の活用を求めました。
  - ・労働安全衛生法は、施設が新しく職員を雇い入れる際に安全衛生教育をするよう定めていますが、2015年の調査で、社会福祉施設3337事業所のうち実施していたのは51.8%にとどまりました。
- (2017年4月16日 日本経済新聞記事から抜粋引用)



## 今月の福祉用具－移動関連用具

### その1 車いす9 車いすの種類 電動三輪車・電動四輪車

- ・電動三輪車・電動四輪車は、普通型電動車いす分類ですが、虚弱高齢者用の乗り物としての位置づけのようです。
  - ・三輪タイプと四輪タイプがありますが、急にハンドルを切ったときなどの安定性向上のために四輪タイプのものが増えてきています。
  - ・駆動力は2個のバッテリーで、速度は速度調整スイッチで切り替えます。
  - ・操縦はハンドルと前後進スイッチレバーの組み合わせで行います。
  - ・ハンドル位置の変更、移乗を容易にするシートの旋回などができます。
  - ・高齢者が日常的に使う買い物や通院など、屋外での利用が主になります。
  - ・かご付きのものもあり、買い物用としての利便性を備えています。
  - ・最高速度が時速6kmで、持続走行距離は約20～30kmです。
  - ・ハンドル操作とレバー操作を同時に行わなければならないために、両手が使える人の方が安全に走行できます。
  - ・さまざまな使用環境に合わせた操作訓練が必要です。
  - ・平地走行では、ゆっくり発進し、低速度から徐々に高速度へ移行します。
  - ・前進から後進に切り替える時は、ショックによる転落を防ぐために一時停止をしてから切り替える必要があります。
  - ・屋外用は4cmの段差が乗り越えられるとされています。
  - ・段差越えは、重心を前方にかけるように体幹を前屈させるなどの注意が必要です。
- (参考：福祉住環境コーディネーターテキスト&福祉用具専門相談員研修用テキストより)